

仕 様 書

1. 業 務 名 令和6年度学校給食用廃油一斗缶等再生資源売却業務
2. 業 務 場 所 本庁管内単独調理小中学校14校及び中部学校給食共同調理場
3. 業 務 内 容 受託者は、各業務場所において使用済み一斗缶に集積した廃油を引き取り、これを各業務場所から搬出し、再生のための資源等として適正に処理し、廃油及び一斗缶の代金を下関市へ支払う。
4. 搬 出 方 法 受託者は、下関市の指定する日に指定された業務場所にて、受託者による計量及び各業務場所による数量の確認後、使用済み一斗缶に廃油を入れて搬出する。ただし、タンク車等により廃油を回収する場合は、一斗缶と廃油を別々に運搬しても構わない。
5. 推定売却量 別表「業務場所別取引量・取引回数一覧表」のとおり。ただし、記載の数量等は推定であり、引き取り数量を保証するものではない。
6. 業 務 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
7. 代金の支払 受託者は、廃油及び一斗缶の売却代金を各学期毎に算出し、下関市が発行する納付書により下関市が指定する日までにこれを支払う。なお、指定日までに代金を完納しないときは、超過した日数に応じ、当該未払金額に当該納入期限における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た金額を、遅延利息として下関市へ支払うものとする。
8. 報 告 受託者は、引き取った廃油及び一斗缶について適正に再生利用又は処理を行い、各学期毎にその取引数量を下関市へ報告する。
9. そ の 他 本仕様書に定めのない事項については、下関市と受託者が協議のうえ定める。
環境に関する特記事項は別紙2、下関市暴力団排除条例による措置については別紙3のとおりとする。

業務場所別取引量・取引回数一覧表

	引渡場所	令和6年度予定		
		回数(回)	廃油取引量(kg)	一斗缶取引数(個)
1	山の田小学校	3	540	44
2	豊浦小学校	3	855	75
3	王司小学校	3	810	68
4	清末小学校	3	480	40
5	小月小学校	3	450	38
6	王喜小学校	3	435	36
7	熊野小学校	3	990	78
8	安岡小学校	3	825	68
9	吉見小学校	3	285	24
10	一の宮小学校	3	480	41
11	内日小学校	3	45	4
12	東部中学校	3	840	70
13	木屋川中学校	3	165	14
14	安岡中学校	3	465	40
15	中部学校給食共同調理場	6	2,010	175
	合計	48	9,675	815

※ 上記の数量等は推定であり、取引数量等を保証するものではない。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約(以下「本契約」という。)の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。